

松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会条例(以下「条例」という。)第9条の規定により、松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(議事日程)

第2条 委員長は、選考委員会に付する事案及びその順序を記載した議事日程を定め、委員に配布する。

2 委員長は、必要と認めるときは、議事日程の順序を変更することができる。

(会議の公開)

第3条 選考委員会の会議は公開とする。ただし、選考委員会において会議を開しないと決定したときは、この限りでない。

(議事録)

第4条 委員長は、選考委員会の議事の概要及び出席者を記載した議事録を調製し、これに署名しなければならない。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、松戸市環境部清掃施設整備課において処理する。

(禁止事項)

第6条 委員は、事業者になろうとする者及び事業者に対して支援し、又は援助してはならない。

(報酬)

第7条 松戸市が委嘱する委員の報酬は、日額8,500円とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月25日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、事業者が選定される日、その効力を失う。